

健康情報

～がん検診、予防接種などのご案内～

がん検診

お問い合わせは 春日部市保健センター ☎ 048-736-6778

受付時間 8:30～17:15 (祝日及び12月29日～1月3日を除く)

- ・各検診とも春日部市に住民登録があり対象年齢に達している方は、加入されている医療保険を問わず受診できます。
- ・実施期間等が変更となる場合があります。詳細は広報かすかべなどに掲載します。受診期間終了間際になると大変混雑して、受診できない場合もありますので、早めの受診をお願いします。
- ・同じ検診を年度内に複数回受診できません。2回目以降は全額自己負担となります。

検診名	対象	検査内容	自己負担金	実施期間	申込期間	申込方法	実施場所(予定)
乳がん検診	40歳以上(S61.4.1以前生まれ)で令和6年度に市の乳がん検診を受診していない女性	問診 乳房X線検査(マンモグラフィ)	800円	令和8年 1月～3月	令和7年 9月19日(金)～ 10月31日(金)	①～③いずれかの方法を選んで申込期間中に申込みができます。 ①電子申請 ②通常はがき 送付先: 〒344-0064 南1-1-7 春日部市保健センター (乳がん検診) 裏面に住所、氏名、生年月日、電話番号、希望する会場(第1希望・第2希望)を記入 (胃がん検診) 裏面に住所、氏名、生年月日、電話番号、希望する検診(X線・内視鏡)、X線希望の場合は希望する会場(第1希望・第2希望)を記入 ③窓口※	春日部市保健センター 健康福祉センター(ゆつく武里) 庄和総合支所 幸松市民センター 武里市民センター 武里東公民館 豊春市民センター 豊野市民センター 内牧栄町会館
胃がん検診(X線)	40歳以上(S61.4.1以前生まれ)	問診 胃部X線検査(バリウム)	800円	5月～6月	令和7年胃がん検診の申込みは終了しました。 定員に空きがある場合は、申込を受け付けます。春日部市保健センターへお問い合わせください。 令和8年の申込は令和8年1月を予定しています。		
胃がん検診(内視鏡)	50歳以上(S51.4.1以前生まれ)で令和6年に市の胃がん検診(内視鏡)を受診していない方	問診 胃内視鏡検査(胃カメラ)	3,200円	3月～8月			市内実施医療機関 (受診券同封の市内実施医療機関一覧を参照)

検診名	対象	検査内容	自己負担金	実施期間	実施場所・受診方法・持ち物
子宮がん検診	20歳以上(H18.4.1以前生まれ)で令和7年4月以降に妊婦健診で子宮頸がん検診を受診していない女性	問診・視診・内診 子宮頸部の細胞診 子宮体部の細胞診 (医師の指示があった方)	頸部 1,300円 頸部・体部 2,000円	5月～2月	●実施場所・受診方法 市内実施医療機関(35～38ページ参照)で直接受診してください。 予約が必要な場合もありますので、詳細は医療機関にお問い合わせください。 ●持ち物 健康保険証またはそのかわりになるもの、検診費用が無料になる人は必要な証明書
肺がん・結核検診	40歳以上(S61.4.1以前生まれ)	問診・胸部X線検査 喀痰細胞診 (医師の指示があった方)	X線 600円 X線・喀痰 1,000円	6月～10月	
大腸がん検診	40～70歳(S61.4.1以前生まれかつ受診日現在70歳以下)で過去未受診者	問診・便潜血検査(2日分)	800円		
肝炎ウイルス検診		問診 B型肝炎ウイルス検査 C型肝炎ウイルス検査	600円		

●検診費用が無料になる人

次のいずれかに該当する方は、受診時に下記の持ち物をご持参ください。

対象者	持ち物
① 検診当日70歳以上の人	本人確認ができるもの
② 一定の障がいがある65歳～69歳の後期高齢者医療被保険者証、後期高齢者医療制度加入者	後期高齢者医療被保険者証、資格確認書
③ 生活保護受給者	受給証
④ 中国残留邦人等支援給付受給者	本人確認証
⑤ 世帯全員が住民税非課税の人	無料券

⑤無料券は事前に申請が必要です。詳細は市公式ホームページでご確認ください。

※がん検診窓口申し込みについて

申込期間中に以下の窓口で直接申し込みができます。

- ・春日部市保健センター
- ・市役所健康課
- ・健康福祉センター(ゆつく武里)
- ・庄和総合支所2階福祉・健康保険担当
- ・指定の市民センター・公民館
(内牧、幸松、武里、武里東、豊春、豊野)

健康診査

健診名	特定健康診査	健康診査
対象	春日部市国民健康保険加入者で40～74歳(S61.3.31以前生まれ)	後期高齢者医療制度加入者
自己負担金	1,100円 一律の負担となり、免除はありません。	無料
実施期間	6月～10月	
お問い合わせ先	国民健康保険課 ☎048-796-8645	

社会保険等加入者の健康診査は、各医療保険者(健康保険組合等)へお問い合わせください。